

「施設外就労」という

これからの「応援のカタチ」

「障害のある方が働いて、収入を得て、住み慣れた地域で暮らす」
そんな当たり前の社会の実現に向けて、福祉施設が企業の皆さまの
ご協力のもと実施する就労支援のひとつ、それが施設外就労です。

施設外就労の仕組み

施設外就労では、福祉施設のスタッフと数名の障害のあるメンバーがグループを組み、企業さまから請け負った作業を企業さまの就業場所にて行います。企業さまでの作業は、福祉施設の中では得られない経験を積む場であり、障害のある方の自己理解を促進する貴重な機会なのです。

こんな企業さまは お試しください！

- 企業として社会貢献を考えているが何から始めるべきか分からない。
- 障害者雇用に関心はあるけれど、どんな人が来るのか不安。
- 障害のある方への対応ってどうしたらいいの？現場の従業員の負担が心配。

どんな雇用契約になるの？

施設外就労では**企業さまと就労支援を行う福祉施設が業務委託契約**を結びます。
請負った業務は福祉施設が責任をもって遂行します。

業務委託期間は **(最短) 3か月から!**

LAGOONでは、業務委託の期間を最短3か月単位で設定。
期間を区切ることで、ミスマッチによる企業さまへの負担を抑えることができます。

福祉施設の**専任スタッフが1名以上同行**

障害のある方への業務指導は同行する専任スタッフが全て行います。
現場の従業員さまへのご負担はかかりません。



お問合せ

特定非営利活動法人 いごっそう
就労継続支援 B型 LAGOON

☎075-661-2911

営業時間 9時～18時(土・日・祝日は休業)
京都市南区上鳥羽藁田町 15 番地

✉info@lagoon.jp.net

施設外就労担当 櫻井 良子

Web サイトは
こちら↓

